

LOGISAIL 共通利用規約

本利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社 Air Business Club（以下「当社」という。）が提供する運送業務管理サービス「LOGISAIL」（以下「本サービス」という。）の利用等について定めるものである。

第1章（総則）

第1条（定義）

本規約において、別途定義する用語のほか、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとする。

- (1) 利用契約：本規約等に基づき当社と利用者との間に締結される本サービスの利用に関する契約をいう。
- (2) 利用希望者：本サービスの利用を希望し、当社に当該利用を申し込む者をいう。
- (3) 本規約等：本規約及び第2条（本規約の適用）に定める個別利用規約の総称をいう。
- (4) 従業員等：利用者の役員又は従業員（利用者の業務実施地域内で利用者の職務に従事するものを含むがこれに限られない。）をいう。
- (5) 利用料等：本サービスの利用料及びこれにかかる消費税等の総称をいう。
- (6) 本件データ：本サービスの利用に関連して入力するデータ等をいう。
- (7) 荷主：本サービスを通じて運送事業者に対し荷物の運送業務を委託する者をいう。
- (8) 運送事業者：本サービスを通じて荷主から運送業務を受託する者をいう。
- (9) 個別サービス：本サービスを構成する個別のサービスをいい、別途定めがない限り、「本サービス」には個別サービスが含まれるものとする。

第2条（本規約の適用）

- 1 本規約は、当社が提供する本サービスに含まれる個別サービスの全部又は一部を利用する全ての利用者に共通して適用される。ただし、本規約第2章（運送事業者に関する事項）は利用者のうち運送事業者にのみ適用し、本規約第3章（荷主に関する事項）は利用者のうち荷主にのみ適用する。
- 2 当社は、利用契約の内容に従って本サービスを提供し、利用者は利用契約に従ってこれを利用するものとする。
- 3 本サービスの詳細、利用条件等については、本規約に記載するもののほか、当社が別途定める個別利用規約（規約、ガイドライン、指針、料金表等を含むがこれに限られない。）に定めるものとし、個別利用規約も利用契約の内容の一部に含まれるものとする。なお、個別利用規約と本規約とで矛盾する内容が規定されている場合、矛盾する箇所に限り、個別利用規約の内容が優先して適用されるものとする。
- 4 当社は、以下の場合に、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規約等を随時変更することができるものとする。

- (1) 本利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本利用規約の変更が、契約の目的に反するものではなく、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理性があるとき
- 5 前項の場合、当社は、本規約等を変更する旨、変更後の本規約等の内容及び効力発生日を、当社の定める方法により公表又は利用者に通知し、周知する。第2号の場合には、その変更の周知は効力発生日から7日前までに行うものとする。変更後の本利用規約は、効力発生日から効力を生じるものとする。

第3条（委託）

当社は、利用者の同意その他の手続きを要することなく、第三者に対し、本サービスに関する業務の全部又は一部を委託することができるものとする。

第4条（通知）

本サービスに関する通知その他本規約に定める当社から利用者に対する通知は、電子メールによる方法その他当社の定める方法によって行うものとする。なお、通知は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとする。

第5条（利用契約の申込み）

- 1 利用希望者は、本規約等の内容に同意のうえ、当社が別途定める方法により本サービスの利用を申し込むものとし、当社が、これを承諾することにより、当社と当該利用希望者との間で利用契約が成立し、当該利用希望者が利用者として登録されるものとする。
- 2 当社は、利用希望者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの利用登録を拒否することがあり、また、その理由について開示義務を負わないものとする。
 - (1) 利用希望者が当社に提供した登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 利用希望者が、過去、本サービス利用時に本規約等に違反していた者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - (3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員、右翼団体等でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている」と当社が判断した場合
 - (4) 当社から第21条（解除）に定める措置を受けたことがある場合
 - (5) その他当社が登録を適当でないと判断した場合

第6条（利用の範囲）

- 1 当社は、利用者に対し、利用者が利用契約を遵守する限りにおいて、利用者が自らの責任及び費用において確保・維持する端末機器（スマートフォン、携帯電話、パ

- ソコン等をいう。)及び電気通信回線を介して当社の指定するサーバへ接続することにより、本サービスを社内業務目的でのみ利用することができる環境を提供する。
- 2 利用者は、利用契約が、前項により許諾された目的及び態様以外の本サービスの利用を許諾するものではなく、また、本サービスを構成するソフトウェア自体をダウンロード、コピーその他の方法により入手することはできないことを確認する。
 - 3 利用者は、本サービスを、自らの従業員等に対してのみ利用させることができるものとし、その他の第三者に対して利用させることはできないものとする。
 - 4 利用者は、前項により本サービスを利用させる従業員等に対し、利用契約に定める条件を通知し、かつ、当該条件に従わせるものとし、従業員等の本サービスの利用について、その一切の責任を負うものとする。

第7条 (ユーザ ID)

- 1 当社は、利用者に対し、ユーザ ID を付与するものとする。また、利用者は、利用ユーザとなる従業員等を定め、当該利用ユーザに対してのみユーザ ID を使用させ、これによって本サービスを利用させることができるものとする。
- 2 利用者は、当社が定める方法及び利用条件に基づいてユーザ ID 及びパスワードを定め、第三者にこれらを不正使用されないよう、自らの責任において管理するものとし、いかなる場合にも、ユーザ ID 及びパスワードを第三者に開示、貸与してはならないものとする。
- 3 当社は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、ユーザ ID 及びパスワードの不正使用により利用者に生じた損失、損害及び費用等について一切の責任を負わない。

第8条 (利用料等)

利用者は、本規約等に別途定めがある場合、当該定めに従い本サービスの利用の対価として利用料等を当社に対し支払うものとする。

第9条 (遅延損害金)

利用者が、前条の利用料等を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、利用者は、所定の支払期日翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として支払うものとする。

第10条 (本サービスの変更)

当社は、本サービスの機能追加、改善を目的として、当社の裁量により本サービスの変更を行うことができるものとする。ただし、当社は、当該変更により、変更前の本サービスの全ての機能・性能が維持されることを保証しない。

第11条 (免責及び非保証)

- 1 当社は、利用者に対し、本サービスないしこれを構成するソフトウェアが第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権をいう。以下同じ。）を侵害しないことを保証せず、また、本サービスの利用から生ずる利用者のいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

- 2 利用契約に基づく本サービスの利用に関し、利用者が第三者から前項の権利侵害を理由としてクレームがなされた場合（警告を受け又は訴訟を提起された場合を含むが、これに限らない。）には、利用者は、当社に対し、直ちに当該事実を通知するものとし、当社は、当該クレームが当社の責めに帰すべき事由に基づく場合に限り、利用者が当社に実質的な参加の機会及び決定の権限を与えることを条件として、その責任と負担において当該クレームを処理するものとする。
- 3 当社は、利用者に対し、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、本サービスを構成するソフトウェアにバグ等の不具合がないこと、利用者の用意した端末機器において他のソフトウェア等が使用しないし併用された場合に本サービスが正常に動作することを保証しない。
- 4 本サービスに重要な不具合が認められた場合における当社の責任は、商業的に合理的な範囲内において、本サービスの修正ないし不具合の除去の努力をすることに限られるものとする。

第12条（知的財産権）

- 1 本サービスを構成する有形・無形の構成物（ソフトウェア、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメントを含むがこれに限られない。）に関する知的財産権は、当社又は当社に許諾した第三者に帰属する。
- 2 利用者は、本件データについて、本サービスの提供、機能追加又は改善目的のために当社又は当社の委託先が目的で利用することを許諾する。

第13条（監査等）

- 1 当社は、利用者に対して、利用契約に定められた利用者の義務が遵守されているかを確認するため、当社又は当社から委託を受けた第三者により、利用者における本サービスの利用状況等に関する監査を行うことができるものとし、利用者はこれに協力する。
- 2 当社は、当該監査の結果、利用者が利用契約に基づき負う義務を遵守せず、又はそのおそれがあると判断した場合には、利用者に対して事前に通知することを条件に、利用者の事業所その他本サービスの利用場所に立ち入り、利用者における本サービスの利用状況を調査することができるものとし、利用者はこれに協力する。
- 3 前二項の監査にかかる費用は、監査の結果、当社が、利用者において利用契約に違反する事実が存在すると認めた場合を除き、当社が負担する。
- 4 第1項及び第2項の監査の結果、当社が、利用者において利用契約に違反する事実が存在すると認めた場合は、利用者は、当社に対し、本来当社に支払うべきであった利用料の2倍に相当する額の違約金（損害賠償金を予定するものではない。）を支払うものとする。

第14条（禁止行為）

利用者は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれのある行為をしてはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に違反すること
- (2) 当社又は第三者の知的財産権その他の権利利益を侵害すること
- (3) 本サービスを構成するハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与えること
- (4) 本サービスの維持、提供を妨害すること

- (5) リバースエンジニアリング等の手段により本サービスを構成するソフトウェアのソースコードを得ようとする事

第15条 (データ管理)

- 1 利用者は、本件データについて、必要な情報は自己の責任で保全しておくものとし、当社はバックアップの義務を負わないものとする。
- 2 当社は、本サービスを提供するための設備等に故障等により本件データの滅失が生じた場合にこれを復元するため、一定期間記録・保管することがあるが、復元の義務を負わないものとする。

第16条 (本サービスの休止)

- 1 当社は、保守作業のために、本サービスを一時的に休止することができるものとする。
- 2 当社は、保守作業を行う場合には、事前に利用者に対してその旨を通知する。ただし、緊急の場合には、事前の通知をすることなく本サービスを休止し、事後速やかに利用者へ通知するものとする。
- 3 当社は、第1項に定めるほか、第三者による妨害行為その他の事由により本サービスの継続が利用者に重大な支障を与えるおそれがあると判断した場合その他やむを得ない場合も、本サービスを休止することができるものとする。
- 4 本条に基づく本サービスの休止によって利用者へ生じた損失、損害及び費用等について、当社は一切責任を負わない。

第17条 (本サービスの廃止)

- 1 当社は、本サービスの一部又は全部をいつでも廃止し、利用者との間の利用契約を終了させることができる権利を有する。
- 2 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止する場合、当該廃止の3か月以上前に利用者に対して通知するものとする。
- 3 当社が予期し得ない事由又は法令、規則の制定、改廃、天災等のやむを得ない事由により、本サービスの一部又は全部を廃止する場合において当該廃止の3か月以上前に利用者に対して通知し得ない場合であっても、当社は、可能な限り速やかに利用者に対して通知を行うことで、当該廃止をすることができる。
- 4 本条に基づく本サービスの廃止によって利用者へ生じた損失、損害及び費用等について、当社は一切責任を負わない。

第18条 (秘密保持)

- 1 当社及び利用者は、利用契約の遂行に際して相手方より開示された書面又は電磁的記録であって秘密である旨が表示されたもの及びその他の媒体により開示された情報であって秘密である旨明示され開示後30日以内に相手方に対して当該情報の内容及び秘密である旨が書面により通知されたもの（以下併せて「秘密情報」という。）を、相手方の事前の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、利用契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。ただし、秘密情報を受領した者は、自己の従業員等、再委託先若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して、同等の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限り、開示する

ことができる。また、法令に基づき、行政官庁、裁判所その他の公的機関から開示を求められた秘密情報についても、必要最小限の範囲で開示することができる。当該公的機関に秘密情報を開示する場合、相手方に対して、当該開示の事実及びその開示範囲について、事前に通知するよう努めるものとし、事前に通知できなかった場合も、開示後速やかに当該通知を行うものとする。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用しない。
 - (1) 開示を受けた時点で、秘密保持義務を負うことなく自己が既に保有している情報
 - (2) 開示を受けた時点で、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得した情報
- 3 本条の定めは、当社利用者間で特段の合意がない限り、利用契約終了後1年間存続する。

第19条（有効期間）

- 1 利用契約の期間は、利用契約の締結日から1年間とする。
- 2 前項の契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも利用契約を終了させる旨の書面による意思表示がなされなかったときは、利用契約は同一の条件にてさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 3 利用契約が終了した後も、前条のほか、第6条第4項（利用の範囲）、第7条第3項（ユーザID）、第9条（遅延損害金）、第10条ただし書き（本サービスの変更）、第11条（免責及び非保証）、第12条（知的財産権）、第13条（監査等）、第15条（データ管理）、第16条第4項（本サービスの休止）、第17条第4項（本サービスの廃止）、本条（有効期間）、第20条第3項（解除）、第21条（契約終了後の処理）、第22条（損害賠償）、第24条（不可抗力）、第26条（準拠法及び合意管轄）、第27条第3項（運送事業者による荷主の招待）、第30条（運送事業者に対する損害賠償額の制限）、第33条（荷主に対する損害賠償額の上限）は有効に存続する。

第20条（解除）

- 1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 自らが振出した手形若しくは小切手が不渡りとなり、又は支払停止の状態に陥ったとき。
 - (2) 銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 第三者より仮差押え、仮処分、差押え、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、特別清算、民事再生の手續若しくは会社更生の申立てを受け、又は自らこれを申し立てたとき。
 - (5) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - (6) 発行済み株式又は持分の過半数が第三者に取得されたとき。
 - (7) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (8) 利用契約に違反し、合理的な期間を定めて書面でその是正を求められたにもか

かわらず、当該期間内にこれを是正しないとき。

- (9) 反社会的勢力等に該当すると認められるとき、反社会的勢力等がその経営に実質的に関与していると認められるとき、反社会的勢力等を利用してしていると認められるとき、反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、自ら又は第三者を利用して詐欺的手法、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき、その他これらに準ずる行為をしたとき。
- 2 当社は、利用者が本契約に違反し、又は利用者の責めに帰すべき事由により本サービスの提供を継続し難い重大な事由が生じ（以下「違反等」という。）、当社が当該違反等について催告してから 14 日以内にこれを是正しなかった場合、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 3 前二項に基づく解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。また、解除された利用者は、当然に期限の利益を喪失し、当社に対して負担する債務を直ちに弁済しなければならない。

第21条（契約終了後の処理）

- 1 利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、直ちに本サービスの利用を終了し、以後、本サービスを利用することはできない。
- 2 当社は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、利用者の本件データを直ちに削除することができ、利用者に対し本件データを提供する義務を負わないものとし、当該削除により利用者が生じた損失、損害及び費用等について一切責任を負わない。

第22条（損害賠償）

- 1 当社及び利用者は、利用契約に関し、相手方が故意又は過失により契約上の義務に違反した場合、相手方に対し、直接かつ現実に被った通常の損害（ただし、逸失利益及び弁護士費用を除く。）に限り、賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、利用者に対し、ビジネス機会の喪失、信用の毀損、電子機器の誤作動、プログラム若しくはデータの消失、破壊又は削除等の結果生じた損害又は逸失利益については、何ら責任を負わないものとする。

第23条（権利義務の譲渡禁止）

- 1 利用者は、当社の同意なく、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとする。
- 2 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、利用契約に基づく権利及び義務並びに利用者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとする。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとする。

第24条（不可抗力）

当社は、法令、規則の制定、改廃、天災その他の不可抗力によって本サービスの提供が妨げられた場合には、利用契約その他一切の規定にかかわらず、利用者に生じた損失、損害及び費用等について、一切の責任を負わない。

第25条（協議）

利用契約に定めのない事項、変更を要する事項又は解釈に疑義を生じた場合については、当社及び利用者が誠実に協議し、円満にその解決を図るものとする。

第26条（準拠法及び合意管轄）

当社及び利用者は、利用契約に関する紛争について、準拠法を日本法として、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第2章（運送事業者に関する事項）

第27条（運送事業者による荷主の招待）

- 1 運送事業者は、荷主に本サービスを利用させるよう招待することができるものとする。
- 2 運送事業者は、招待された荷主も第5条（利用契約の申込み）その他の本規約等の定めに従い、当社との利用契約を締結する必要があることを確認する。
- 3 当社は、招待された荷主との利用契約の締結及び招待された荷主に対する本サービスの提供を約束するものではなく、運送事業者が荷主を招待したことにより利用者に生じた損失、損害及び費用等について一切の責任を負わない。

第28条（運送事業者の利用料金等）

- 1 運送事業者は、当社に対し、本サービス提供の対価として、別途個別利用規約等で当社が指定する利用料等を支払う。
- 2 運送事業者は、前項の利用料等について、当社からの請求書に従い、当社が指定する期日までにクレジットカード払いその他当社が指定する方法によって支払うものとする。利用料等の支払いに要する費用は運送事業者の負担とする。
- 3 本サービスの提供の休止、中止その他の事由により本サービスを利用することができない期間が生じた場合であっても、運送事業者は、利用契約期間中の利用料等を支払うものとする。
- 4 本条の定めにより運送事業者が当社に支払った利用料等については、いかなる事由が生じても返還しないものとする。

第29条（運送事業者による解約）

- 1 運送事業者は、第19条（有効期間）第1項に定める利用契約の期間中、運送事業者の都合により利用契約を解約することができないものとする。
- 2 運送事業者は、第19条（有効期間）第2項により延長された利用契約の期間中、運送事業者の都合により利用契約を解約しようとする場合は、解約希望日の1か月

前までにその旨を当社に対し書面により通知するものとする。

第30条（運送事業者に対する損害賠償額の制限）

第 22 条（損害賠償）の定めにより当社が運送事業者に対し損害賠償責任を負う場合であっても、当該損害賠償額の総額は、当該損害に関する個別サービスに関して運送事業者が当社に対し過去 6 か月間に支払った利用料の合計額を上限とする。ただし、当社の故意又は重過失による場合を除く。

第3章（荷主に関する事項）

第31条（荷主の利用料金等）

荷主は、別途個別利用規約等に定めがない限り、本サービスを無償で利用することができるものとする。

第32条（荷主による解約）

荷主は、第 19 条（有効期間）に定める利用契約の期間中、解約希望日の 1 か月前までにその旨を当社に対し書面により通知することにより、いつでも利用契約を解約することができるものとする。

第33条（荷主に対する損害賠償額の上限）

第 22 条（損害賠償）の定めにより当社が荷主に対し損害賠償責任を負う場合であっても、当該損害賠償額の総額は、1 万円を上限とする。ただし、当社の故意又は重過失による場合を除く。

2026 年 3 月 18 日制定